

第4期医療費適正化計画 PDCA管理様式

1. 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2023年度 (計画の足下値)	第4期計画期間					
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度 (目標値)
(57%)	58.9%					
目標達成に 必要な数値	59.1%	61.3%	63.5%	65.7%	67.8%	70%
2024年度の 取組・課題	【取組】 ・各医療保険者による取組の推進、保険者協議会や関係課による支援 ・保険者毎の未受診者対策（被扶養者への取組等）を推進 ・ヘルスポイント事業やいばらき健康経営推進事業所との連動、その他動画やSNSを活用した啓発等、普及啓発を強化 ・特定健診・特定保健指導実施者研修会（初任者向け・経験者向け）を実施 ・かかりつけ医による診療情報等提供事業や地域薬局による受診勧奨により、未受診者対策を実施					
	【課題】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、初めて低下に転じた2020年度から2年連続で上昇したが、市町村国保については、全国平均と比較して実施率が低い状況にある ・協会けんぽ・共済組合については、全国と比較して実施率が高いものの、目標値に達していないことから、目標値に近づけていく必要がある					
	2025年度以降の 改善について ・医療保険者の取組を推進（未受診者対策、事業所等との連携等） ・県民への普及啓発、地域と職域の連携 ・効果的な取組の事例発表やグループワークを取り入れた研修会を実施することで、効果的な取組の横展開、市町村同士の連携強化を図る					

第4期医療費適正化計画 PDCA管理様式

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2023年度 (計画の足下値)	第4期計画期間					
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度 (目標値)
(25.7%)	27.2%					
目標達成に必要な数値	28.9%	32.1%	35.3%	38.6%	41.8%	45%
2024年度の 取組・課題	【取組】 ・健診当日の初回面接を実施する健診機関の増加、特定健診が受けやすくなる環境整備 ・特定保健指導実施者の技術力向上のための研修会の実施 ・ヘルスケアポイント事業と連動した啓発 ・多職種連携スキルアップ研修を実施（糖尿病予防に係る保健指導等）					
	【課題】 ・2020年度に低下に転じその後2年連続で上昇したが全国目標に達していない。医療保険者により伸び率に差があるため、各医療保険者間で情報共有し、好事例を横展開できるようにしていく必要がある ・本県は、働く世代の特定保健指導の実施率が特に低いため、医療保険者と事業所等の連携が求められる					
2025年度以降の 改善について	・各医療保険者で情報共有し、好事例の横展開につながる取組 ・各医療保険者と事業所等との連携につながる啓発					

第4期医療費適正化計画 PDCA管理様式

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

2023年度 (計画の足下値)	第4期計画期間					
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度 (目標値)
(16.9%)	17.3%					
目標達成に必要な数値	18.3%	19.6%	20.9%	22.3%	23.7%	25%
2024年度の 取組・課題	【取組】 ・特定保健指導実施者の技術力向上のための研修会の実施 ・各医療保険者、市町村、県による生活習慣病予防の啓発 ・ヘルスケアポイント事業による県民への健康づくりの取組（運動、食事、健診等）を推進 ・いばらき健康経営推進事業所認定事業等により健康経営の普及促進による働く世代の健康づくりを推進					
	【課題】 メタボリックシンドロームの該当者及び予備群が男女ともに全国より多く、その減少率が少なく、特定保健指導の実施率も低い。また働く世代のメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合が高いことから、特定保健指導実施率向上による生活改善と重症化予防、それに加えて新たな対象者を増やさないための生活習慣病予防のポピュレーションアプローチが重要。					
2025年度以降の 改善について	・若い世代からの生活習慣病予防の普及啓発 ・ヘルスケアポイント事業の活用、いばらき健康経営推進事業所等の取組を推進 ・地域・職域連携事業の推進					

第4期医療費適正化計画 PDCA管理様式

④ たばこ対策に関する目標

目標	20歳以上の喫煙率 （2029年度 男性18.8%・女性 5.5%）
2024年度の 取組・課題	【取組】 ・ 望まない受動喫煙を防ぐため、県民や施設管理者に対し、受動喫煙の健康影響や法律に準じた受動喫煙防止対策が実施されるよう指導・助言を行う ・ 既存特定飲食提供施設の設置に係る届出受理 ・ 世界禁煙デーや禁煙週間等を活用した改正健康増進法の周知 ・ 喫煙をやめたい人がやめられることを支援するため相談機関等について周知等を図るとともに、禁煙支援を行なう団体への支援 【課題】 全国と比べて男女とも喫煙率が高い
2025年度以降の 改善について	・ 引き続き、世界禁煙デーや禁煙週間、循環器疾患予防月間等を通じ、喫煙や受動喫煙による健康被害について県民に周知を図る ・ 喫煙をやめたい人がやめられることを支援するため、関係機関と連携した取組を推進するとともに、禁煙支援・相談を行う団体の取組を支援する

第4期医療費適正化計画 PDCA管理様式

⑤ 予防接種に関する目標

目標	予防接種の普及啓発の推進
2024年度の 取組・課題	【取組】 ・ 予防接種に関する正しい情報の普及啓発（県ホームページへの掲載、SNS等） ・ 予防接種に関する接種機会の周知（県ホームページへの掲載、SNS、HPVワクチンキャッチアップ接種に係る市町村への個別通知勧奨等）
	【課題】 定期接種の種類や内容については、年々変更となるため、最新の情報を周知していく必要がある。
2025年度以降の 改善について	引き続き、市町村や県医師会等の関係機関と連携しながら、正しい情報の普及啓発とともに接種機会の周知を図っていく。

第4期医療費適正化計画 PDCA管理様式

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標

目標	糖尿病性腎症による新規人工透析導入者数 （2029年度 364人）
2024年度の 取組・課題	【取組】 ・市町村及び医療保険者が地域の医師会や医療機関等と連携し、茨城県糖尿病性腎症重症化予防プログラム等を活用した、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者、通院患者等への適切な受診勧奨、保健指導を行う取組の推進を支援 ・二次医療圏ごとの市町村事業担当者等会議の開催 【課題】 ・新規透析患者の中で糖尿病性腎症による割合が最も多い ・治療中断者への受診勧奨や治療中患者への保健指導の取組も年々増加しているが、人員配置や医療機関との具体的な連携方法などの課題がある
2025年度以降の 改善について	・医療が必要な患者が適切に医療に結びつくよう医療保険者と協力して、働きかけを強化していく ・地域での取組推進に向け、医療関係者を交えた市町村等関係者会議開催に向けた検討を行う

第4期医療費適正化計画 PDCA管理様式

⑦ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進に関する目標

目標	80歳で 20 本以上の自分の歯を持つ者の割合（ 76～84 歳） （2029年度 53.1%）
2024年度の 取組・課題	【取組】 ・ 歯科口腔保健に係る推進体制の推進（部会の開催等） ・ 市町村歯科口腔保健事業の推進のための研修会の開催 ・ フッ化物洗口の推進のための補助事業 等
	【課題】 ・ 自分の歯を失う原因になる歯周病の有病状況（進行した歯周炎を有する者の割合等）について 改善傾向であるが、全国と比較して更なる改善が必要
2025年度以降の 改善について	関係機関と連携し、施設等でのフッ化物洗口を推進するとともに、事業所等での歯科検診の受診や セルフケアの実践方法の周知を推進することなどにより、現在歯数の増加に寄与する歯科疾患の予防を行 う。
目標	B M I 20 以下の高齢者の割合 （増加抑制）
2024年度の 取組・課題	【取組】 関係者を対象とした研修会の開催により、市町村がリハビリテーション専門職等と連携して、フレイル の高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を展開できるよう支援した。
	【課題】 市町村により取組状況に差があるため、個別での支援により効果的な事業の実施を後押ししていく必要 がある。
2025年度以降の 改善について	有識者をアドバイザーとして派遣し、効果的な事業実施に向けた助言を行う市町村伴走支援事業を実施 している。

第4期医療費適正化計画 PDCA管理様式

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する数値目標

a. 後発医薬品の使用促進に関する数値目標（上段：数量ベース／下段：金額ベース）※どちらか一方でも可

2023年度 (計画の足下値)	第4期計画期間					
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度 (目標値)
(82.9%)	88.3%					80%以上を維持
(55.6%)	未公表					
目標達成に 必要な数値	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上
2024年度の 取組・課題	【取組】 後発医薬品のさらなる使用促進のため、医療関係者及び保険者等を構成員とするWG会議や検討会議を開催し、連携強化を図った。また、若い世代にも啓発できるよう茨ひより（茨城県公認Vtuber）の登場する動画等を作成し、コンビニや県内銀行での電子掲示板（デジタルサイネージ）、メディア（新聞、ラジオ）、公共交通機関（鉄道、バス）、WEBを利用した幅広い媒体での広告を実施した。さらに、地域フォーミュラリ（※）の取組が後発医薬品の使用促進に資すると期待されることから、医療従事者向けに地域フォーミュラリの策定等に関するアンケート調査を実施した。 ※ 地域の医師、薬剤師などの医療従事者とその関係団体の協働により、有効性、安全性に加えて、経済性なども含めて総合的な観点から最適であると判断された医薬品が収載されている地域における医薬品集及びその使用方針。推奨医薬品には後発医薬品も多く、結果として後発医薬品の使用促進も期待される。医療費適正化のみでなく、医薬品の適正使用の効果も期待されることから国が策定する第4期医療費適正化基本方針においても効果的な取組の一つとして挙げられている。					
	【課題】 効果的、効率的な啓発を実施するため、各種関係団体との連携強化等の対策が重要である。地域フォーミュラリについてはアンケートにおいて資料の作成を含めた普及啓発や、講習会の開催について求める声が多かったため、実施を検討していく必要がある。					
	2025年度以降の改善について 目標値である80%は達成しているが、引き続き使用割合が低い若年層にターゲットを絞った啓発や、電子媒体を活用した広報活動など、より効果的、効率的な後発医薬品の使用促進事業を推進する。また、医療従事者に対しては地域フォーミュラリの好事例を他地域へ展開する等して普及促進を図る。					

（*）出典：「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」 括弧内はNDBデータ（都道府県別使用割合）

第4期医療費適正化計画 PDCA管理様式						
b. バイオ後続品の使用促進に関する数値目標						
2023年度 (計画の足下値)	第4期計画期間					
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度 (目標値)
(全体成分の17%)	－					全体成分数の60%以上
目標達成に必要な数値	全体成分の10%以上	全体成分の20%以上	全体成分の30%以上	全体成分の40%以上	全体成分の50%以上	全体成分の60%以上
2024年度の 取組・課題	【取組】 上述のWG会議や検討会議において、バイオ後続品に関しても協議を行い、連携強化を図った。また、バイオ後続品の認知度を向上させるため、バイオ後続品に関する内容を主としたリーフレット等を作成・配布したほか、コンビニや県内銀行での電子掲示板（デジタルサイネージ）、メディア（新聞、ラジオ）、WEBを利用した幅広い媒体での広告を実施した。また、医療従事者向けにバイオ後続品の使用等に関するアンケート調査を実施した。					
	【課題】 効果的、効率的な啓発を実施するため、各種関係団体との連携強化等の対策が重要である。医療従事者向けのアンケートにおいては行政に対し、患者や医療関係者への普及啓発を求める声が多く、更なる啓発の必要性が示唆された。					
2025年度以降の 改善について	引き続き患者への啓発を行っていくことに加え、医療従事者に向けた啓発を検討していく。					

(*) 出典：括弧内は2022年11月～2023年10月の茨城県国民健康保険におけるレセプトデータ（医科、DPC、調剤）

第4期医療費適正化計画 PDCA管理様式

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標

目標	訪問薬剤管理指導を実施している薬局数（人口10万人対）を2029年度までに24.1箇所増加させる。
2024年度の 取組・課題	【取組】 県薬剤師会と連携してWEB研修会を開催し、薬局による在宅医療への参画や、在宅医療の取組実績が認定要件となる「地域連携認定薬局」を推進した。また、県民に対して、薬と健康の週間のイベントやラジオ・SNS等を活用し、医薬品の適正使用やかかりつけ薬剤師・薬局を啓発するとともに、薬局による在宅医療や地域連携認定薬局の広報活動を実施した。 訪問薬剤管理指導を実施している薬局数（人口10万人対）：24.0箇所（2025年3月時点）
	【課題】 患者が、県内どの地域でも、自身に適した在宅医療に取り組む薬局を選択できるよう、引き続き、地域連携認定薬局の推進を図る必要がある。
2025年度以降の 改善について	地域連携認定薬局を推進するとともに、患者等への普及啓発を図る。また、引き続き、薬と健康の週間のイベントやラジオ・SNS等を通じて、県民に対して、医薬品の適正使用やかかりつけ薬剤師・薬局を啓発する。

第4期医療費適正化計画 PDCA管理様式

③ 医療資源の効果的・効率的な活用に関する目標

目標	病床機能の分化及び連携の推進等
2024年度の 取組・課題	【取組】 ・各二次保健医療圏に地域医療構想調整会議を設置し、病床機能の分化・連携、医療従事者の養成・確保等に関する協議を実施（計30回程度）。また、主に高度医療に係る機能の集約化等を図るため、全県を3つに分けた「医療提供圏域」を設定し、圏域ごとに医療提供圏域調整会議を開催（計3回） ・救急電話相談事業（おとな＃7119、子ども＃8000）の実施、救急搬送における選定療養費の徴収に係る取組の周知啓発などにより、救急医療の適正利用を図った
	【課題】 ・現地域医療構想は今年度で期限を迎えるため、国が策定するガイドラインを踏まえて、2040年に向けた新たな地域医療構想を今後策定し、病床機能の分化及び連携等の取組を更に進める必要がある ・命に関わるような緊急時には迷わず救急車を要請することはもとより、救急車を呼ぶべきか迷った場合は救急電話相談に相談することについて、周知啓発を更に進める必要がある
2025年度以降の 改善について	・引き続き、医師会や医療機関等の関係機関と連携しながら、病床機能の分化及び連携等の取組を進めていく ・引き続き、救急電話相談事業の実施、救急搬送における選定療養費の徴収に係る取組の周知啓発などにより、救急医療の適正利用を進めていく

第4期医療費適正化計画 PDCA管理様式

2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

2024年度の 取組	健康課題の多い働く世代の健康づくりを推進するため、保険者と連携しヘルスケアポイント事業、いば らき健康経営推進事業の周知等に取り組んでいる。
2025年度以降の 改善について	ヘルスデータの還元や健康経営の更なる普及等において、各保険者との連携を強化していく。

3. 医療費の実績に関する評価

2023年度 (計画の足元値)	2024年度
1兆67億円	未公表
医療費適正化に係る取組を 行わない場合の推計医療費	9,669億円
医療費適正化に係る取組を 行った場合 の推計医療費	9,504億円